

豊中市共同利用施設庄内市民センター運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊中市共同利用施設庄内市民センター（以下「センター」という）の管理運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(センターの名称及び位置)

第2条 センターの名称と位置は次のとおりとする。

- (1) 名称 豊中市共同利用施設庄内市民センター
- (2) 位置 豊中市庄内幸町5丁目8番1号

(センターの設置目的)

第3条 センターは公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和42年法律第110号）第6条の趣旨にそって建設されたもので、その施設を地域住民の集会、学習、休養等の用に供することを目的とする。

(休館日)

第4条 センターの休館日は次のとおりとする。ただし、管理者が特に必要があると認めるときはこれを変更し、又は臨時の休館にすることがある。

- (1) 毎週月曜日
- (2) 12月29日から翌年の1月3日まで
- (3) 祝休日の翌日

(管理人)

第5条 センターに日常管理、使用承認申込みの受付などの任にあたるため、管理人を置く。

- 2 管理人は、開館時間中、センター内施設、備品等什器の適切な管理及び使用者並びに入館者がこの要綱の定めに違反することのないよう、常に注意を払うものとする。
- 3 管理人は、空港課長が選任するものをもってあてる。この場合において、管理人の選任や受付管理業務を民間の事業者へ委託することができる。

(使用時間)

第6条 センターの使用時間は次のとおりとする。ただし、管理者が必要と認めるときはこれを変更することができる。

- (1) 集会室 9：00から21：00まで
- (2) 休養室 9：00から21：00まで
- (3) 学習室 9：00から21：00まで
- (4) 保育室 9：00から21：00まで

(使用料金)

第7条 センターの使用料金は無料とする。

(センターの利用者の範囲)

第8条 使用者は豊中市庄内幸町3丁目から5丁目及び庄内西町3丁目の住民とする。

2 前項の規定にかかわらず、使用する2週間前に予約がない場合は、前項の範囲以外の豊中市民に限り使用を承認するものとする。

(使用承認)

第9条 センターを使用しようとする者はあらかじめ空港課長の承認を受けなければならない。ただし学習室の利用においてはこの限りではない。

(使用承認書の交付)

第10条 前条の規定によりセンターの施設の使用を承認したときは、空港課長は使用承認書を申込者に交付するものとする。

(使用承認書の提示)

第11条 使用者は使用の際、交付された使用承認書を管理人に提示しなければならない。

(使用制限)

第12条 センターを使用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、空港課長はセンターの使用を承認しないものとする。

- (1) 会社・法人の使用など、住民の使用と認められないとき。
- (2) 宗教的宣教目的を有すると認めるとき。
- (3) 営利目的と認めるとき。
- (4) 冠婚葬祭に使用すると認めるとき。
- (5) 管理上支障があると認めるとき。
- (6) センターを使用しようとする者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であるとき。
- (7) その他第3条に掲げる施設の設置目的を著しく逸脱し、適当でないとき。

(使用承認の取消等)

第13条 空港課長はセンターの施設の使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の条件を変更し、又は使用承認を取り消すことができる。

- (1) 使用承認の条件に違反したとき。
- (2) この要綱の規定に違反し、又はこれらに基づく指示に従わないとき。
- (3) 承認を受けた使用の目的以外に使用したとき。
- (4) 使用者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）

第2条第6号に規定する暴力団員であることが判明したとき。

(5) 管理上支障があるとき。

(6) その他第3条に掲げる施設の設置目的を著しく逸脱し、適当でないと判明したとき。

2 前項の規定による使用の条件の変更又は使用承認の取消しによって使用者に損害が生じても、市はその責めを負わないものとする。

(使用者の義務)

第14条 使用者は次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 承認を受けた目的以外に使用し、又は権利を譲渡し、若しくは転貸しないこと。

(2) 使用承認のない室を使用しないこと。

(3) 建物、付属物又は器具を滅失又はき損しないこと。

(4) 火災防止につとめること。

(5) 使用後は速やかに原状に回復し清掃すること。

(6) 乳幼児については、保護者が同伴し使用すること

(7) 施設内で飲酒又は酒気を帯びて入館しないこと。

(8) 他人に危害を及ぼす若しくは他人の迷惑になる物品又は動物類（身体障害者補助犬を除く）を帯同しないこと。

(9) その他管理人が行う管理上必要な指示に従うこと。

(入館の禁止)

第15条 空港課長は次の各号のいずれかに該当する者には、入館を禁止し、又は退去を命ずることができる。

(1) 前条の規定に違反した者。

(2) その他管理上支障があると認める者。

(損害賠償)

第16条 使用者の責めに帰すべき理由によって建物、付属物又は器具を滅失し、又はき損したときは、使用者においてその損害を賠償しなければならない。

2 前項の賠償の方法及び額は空港課長が決定する。

第17条 この要綱に定めのない事項については、空港課長が別に定めるものとする。

附則

この要綱は令和4年4月1日から施行する。